

議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月30日

西村 弥子	坂野 経三郎
森 雅幹	福浜 隆宏
由田 隆	松田 正
藤井 一博	鹿島 功
山口 雅志	安田 由毅
常田 賢二	語堂 正範
濱辺 義孝	尾崎 薫
浜田 妙子	興治 英夫
伊藤 保	福間 裕隆
浜田 一哉	中島 規夫
内田 隆嗣	内田 博長
斉木 正一	浜崎 晋一
西川 憲雄	広谷 直樹
野坂 道明	島谷 龍司
川部 洋	澤 紀男
銀杏 泰利	福田 俊史

## 鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大に伴い、県民生活及び県民経済に大きな影響がもたらされている現下の状況を踏まえ、県議会として県民の痛みを分かち合うとともに、これを克服するための施策を講ずる県の財政に資するため、県議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬の額を減ずる特例について定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

第2条 議員の受ける議員報酬の月額、令和2年7月1日から同年12月31日までの間、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、議員の受ける期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に規定する額とする。

- (1) 議長 795,140円（958,000円から当該額の100分の17に相当する額を減じた額）
- (2) 副議長 693,880円（836,000円から当該額の100分の17に相当する額を減じた額）
- (3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 646,570円（779,000円から当該額の100分の17に相当する額を減じた額）

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。